

難波橋より西見渡し略の百景中上荷茶船かぎりもなく川浪に浮びしは秋の柳にことならず

〔和漢船用集五〕舟名數江湖川船傳法舟 同國津○攝名所を呼者小船にして屋形ありこれ航船なり

傳法茶船と稱す本名佐平太船と云

〔和漢船用集五〕舟名數江湖川船通舟カヨヒ 民家つねに用ふ通をわたし往來を通ずる船故に名とす中○

略 平田舟の小なる者或は表箱造り戸立作り有

〔和漢三才圖會三十四〕船橋過書舟くはしよふね

按過書船從西國京師運送之貨通淀川似艦而大凡可載三百斛餘也字彙云狹而長可載三百斛者名艇者即過書舟之類乎

〔橋庵漫筆二編〕過書船は昭代の御國初に有功の下民を御取立有て御仁徳を布る、事有しに

時過期に後れて訴出し故過書と云へりといふ人有しが按するに唐書の令に諸渡關津及乘船筏上下經津者皆當有過所云々又順和名抄にも出たり又天道船と稱するも淀渡歟澱渡なるべ

し昔は淀より神崎難波へ乗船せし故淀船といえりしを伏見の城繁昌のときより伏見輻湊の地となり澱を越て登る故唐書にいへる過所に配當して過書たるべき歟

〔和漢船用集五〕舟名數江湖川船過書船 河舟荷舟の大船也淀川筋攝州より城州へ荷物運送の舟

略中 凡六七十年以前まではたゞ此舟を用し所近來川筋淺なりて用がたし故にすぐれて大なる者今はなしたまゞ大なる者長サ拾五六間幅貳間半餘三間に至る過書傳道も一つにて

大なるを過書と云小なるを傳道と云其元は傳道舟也

〔嬉遊笑覽二下〕器用過書船淀河筋運送の舟三百石をつむべし今は川筋淺くなりて用がたし今小舟

を用てテントウブネと云三十石ぶね也

〔徳川禁令考五十三〕運上石錢慶長八卯年十月二日